



「さくらネット」のご案内

令和8年度 診療報酬改定

電子的診療情報連携体制整備加算（新設）

「さくらネット」は本加算の算定要件の一つである
「地域の複数の医療機関間で診療情報を共有・閲覧できるネットワーク」に該当しています。

-加算1-
初診 15点
再診 2点

-加算2-
初診 9点
再診 2点

-加算3-
初診 4点
再診 2点

まずは要件チェック！

2026年6月1日より算定開始

共通要件（加算1・2・3）(1)～(7) すべて必要

- (1) レセプトオンライン請求ができているか
- (2) 明細書を患者に無料発行できる状態になっているか
- (3) オンライン資格確認体制が構築できているか
- (4) 医師がオンライン資格確認等システムを利用して取得した診療情報を、診察室・手術室または処置室等で閲覧・活用できる体制が構築できているか
- (5) マイナ保険証の利用率が30%以上か（利用実績の確認）
- (6) マイナポータルの医療情報等に基づき、患者からの健康管理に係る相談に応じる体制が整っているか
- (7) 明細書発行に関する事項・医療DX推進の体制に関する事項等について、院内の見やすい場所およびウェブサイトに掲載しているか

加算1・2の追加要件(8)～(10) 加算1はすべて必要、加算2はいずれか1つ

- (8) 電子処方箋を発行する体制、または調剤した薬剤に関する情報を電子処方箋システムに登録する体制が整っているか
- (9) 安全管理ガイドライン準拠・電子処方箋/電子カルテ情報共有サービスとの接続I/F等を有する電子カルテを導入しているか（または厚労省認証製品）
- (10) 電子カルテ情報共有サービスに対応できているか、または医療情報連携ネットワーク（さくらネット等）に参加しているか